

旭川市介護助手導入推進事業実施業務に係る公募型プロポーザル実施要領

旭川市介護助手導入推進事業実施業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 業務の目的

本事業は介護・福祉分野における人材のすそ野を広げ、介護人材を確保する観点から、地域の情報やネットワークを活用しながら介護事業所と地域の高齢者等の双方へ働きかけ、地域の元気高齢者等と介護事業所とのマッチングを推進することを目的とする。

第2 業務の概要

- 1 業務名 旭川市介護助手導入推進事業実施業務
- 2 業務内容 別に定める旭川市介護助手導入推進事業実施業務仕様書のとおり
- 3 地域分け

本業務は地域包括支援センターの担当圏域をもとに市内を4地域に分け、それぞれ事業者を選定する。なお、1つの事業者による複数の地域への応募は可能とする。

表1 地域分け

地域	担当地域包括支援センター
A地域	豊岡地域包括支援センター
	東旭川・千代田地域包括支援センター
	東光地域包括支援センター
B地域	中央地域包括支援センター
	新旭川・永山南地域包括支援センター
	永山地域包括支援センター
C地域	末広・東鷹栖地域包括支援センター
	春光・春光台地域包括支援センター
	北星・旭星地域包括支援センター
D地域	神居・江丹別地域包括支援センター
	神楽・西神楽地域包括支援センター

- 4 履行期間 令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

- 5 委託料の目安

この業務に係る委託料は、3,991,140円（全4地域の合計金額。消費税及び地方消費税の額を含む。）を予定していることから、業務委託料の積算に当たっては、これを参考とすること。

第3 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 総合庁舎2階
旭川市福祉保険部長寿社会課地域包括ケア推進係

電話 0166-25-9797

FAX 0166-29-6404

e-mail chojushakai@city.asahikawa.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 第5において規定する企画提案書の提出の日において、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人のうち、市内で入所・居住系の介護事業所を運営していること。
- (2) 企画提案書の提出の日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から企画提案書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 企画提案書の提出の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 企画提案書の提出の日において、市税の滞納がない者であること。

第5 企画提案書及び企画提案書別紙（以下「企画提案書等」という。）作成要領

企画提案書の提出する者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書等を作成し、提出すること。

1 提案内容

- (1) 法人に関する項目について
 - ア 受託を希望する理由
 - イ 介護人材の確保における本事業の意義
 - ウ 事業計画の視点及び法人として地域で日頃取り組んでいること
 - エ 過去の実績及び関係機関との連携を生かし、本業務に活かせるノウハウ等
- (2) 本業務の実施内容及び方法について
 - ア 本業務のスケジュール
 - イ 内容及び方法の工夫点
 - ウ 集客に繋げるための周知の工夫
 - エ 参加者へのアンケート項目
 - オ 業務担当者の人数、職種、実績等

2 提出書類

- (1) 企画提案書（様式1）、企画提案書別紙及び配付資料を6部（企画提案書等については原本1部、写し5部）
- (2) 納税証明書（市税に滞納がないことの証明）の写し

なお、納税証明書の発行が行えない場合は、企画提案書提出期限の日までに市が税情報を確認する必要があるため、企画提案書提出期限の14日前までにその旨を市に申し出ること。

(3) 当市内において運営している入所・居住系の事業所の所在一覧

3 企画提案書等の交付

(1) 交付場所 第3に同じ

(2) 交付期間 令和7年5月14日（水）から5月30日（金）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) その他 旭川市ホームページからのダウンロードによる取得も可能とする。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d081799.html>

4 記入上の注意事項

企画提案書（様式1）の受託希望地域については、各地域ごとに受託候補者を特定するため受託を希望する地域の全てに○を記入すること。

5 提出期限等

(1) 提出期限 令和7年6月2日（月）午後5時

(2) 提出場所 第3に同じ。

(3) 提出方法 持参によることとし、郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない（受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）。

(4) 提出部数 6部（1部を原本とし、5部をその写しとする。書類がカラーの場合は、写しもカラーとする。）

6 企画提案書等の著作権等の取扱い

(1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

(2) 市は、プロポーザル方式の受付及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第6 質疑応答等

1 企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

(1) 提出書類 質疑応答書（様式2）

(2) 提出期間 令和7年5月14日（水）から5月23日（金）まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 持参又はファクシミリにより提出すること。

2 1の質疑応答書は、質問者に対し、郵送又はファクシミリにより回答する。また、併せて、

旭川市公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第7 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第8 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、旭川市介護助手導入推進事業実施業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査項目及び評価基準

企画提案書等により、次の審査項目について、別紙1で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 法人に関する項目
- (2) 業務内容に関する項目
- (3) 事業所の所在の有無について

3 受託候補者の特定及び受託地域の指定

審査会において、2の審査及び評価により、審査項目ごとに各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、評価点の合計が基準点（180点）に達した者のうち、上位の者を各地域の受託候補者として特定する。この評価点については、審査項目ごとに最高点及び最低点をつけた委員の点数を除くものとする。ただし、同一の審査項目において最高点又は最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

5 審査結果の通知

- (1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全てに対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

- (2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対して説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があった日から7日以内の日までの午前9時から午後5時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 提出場所 第3に同じ。

ウ 提出方法 持参によることとし、郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和7年6月30日(月)までに説明を求めた者に対し、理由説明書を送付する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

(3) 受託候補者の特定理由

第9 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収して随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が第8のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっても、本市は一切の損害を負担しない。

2 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則(昭和39年旭川市規則第22号)第24条の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

業務完了後に後払いとする。

第10 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
企画提案書等の交付	令和7年5月14日(水)から5月30日(金)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜及び祝日を除く。)
企画提案書の提出期限	令和7年6月2日(月)午後5時まで
公募に関する質問の受付	令和7年5月14日(水)から5月23日(金)までの午前9時から午後5時まで(持参の場合は、土曜日、日曜及

	び祝日を除く。)
企画提案書審査結果の通知	令和7年6月上旬
受託候補者見積合せ	令和7年6月中旬
契約締結	令和7年6月下旬

第11 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は、返還しない。
- 4 提出された書類は、企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。